

令和3年6月25日

組合員各位

合同労働組合ユニオンジャパン  
執行委員長 佐藤英一郎

### 臨時活動報告

令和3年5月27日付けにて、団体交渉の申し入れ事案が発生いたしましたので、その活動をここに報告します。

#### 1. 団体交渉申し入れの経緯

兵庫県神戸市に所在する「株式会社メディカル・ボックス」の従業員Sさんは、令和元年8月12日に同社へ入社後、同社が経営する調剤薬局にて、医療事務員として業務に従事していました。

Sさんは、入社当初から会社に馴染めず、最近では上司の威圧的な言動に度々悩まされていたこともあり、ついに退職を決意しました。勤務する薬局の責任者に対し、事前に退職の意思を口頭にて示したうえ、後日、令和3年5月13日から同年同月31日までの期間で有給休暇を消化する旨の申請をするとともに、同年同月31日付けの退職届を提出しました。

その後、Sさんのもとに、同社から同年同月12日付で退職した旨を記載する離職票や源泉徴収票などが、同年同月25日に送付されてきました。Sさんは自力での解決は難しいと判断し、同年同月同日、当組合に相談されました。

当組合としても、見逃せない問題と考え、同年同月27日、団体交渉を申し入れるに至りました。

#### 2. 団体交渉

同年同月27日付けの団体交渉申入書を同社に送達。

まずは、以下について指摘をし、同社の見解について書面による回答を求めたところ、同社は合理的な回答を準備することができず、同年6月3日、手続きの不備を認めるとともに、資格の喪失の取り消しなどの手続きを経て全て適正に処理し、未払いの賃金についても速やかに支給する旨の回答文書を送付してきました。

- ①退職日の勝手な改ざんは有印私文書変造罪（刑法 159 条 2 項）の可能性がある
- ②有給取得の妨害は、労働基準法第 119 条により罰せられる可能性がある
- ③ S 氏には有給休暇相当分の未払い賃金請求権がある

会社はときに独りよがりな考えを労働者に押し付けてきます。

特に今回のように、泣き寝入りをするであろうことを想定していたとしか思えない非常識な対応は絶対に許せるものではありません。確かに S さんが自力で解決することは難しかったと思います。そういう労働者の弱みに付け込むような卑劣な対応を当組合は決して見逃しません。

最後になりますが、同社の回答文書での説明の骨子を紹介します。

それはこういうものでした。

- ①令和 3 年 5 月 12 日付けで退職すると聞いていたと思い込んでいた
- ②その思い込みをもとに社会保険労務士に資格喪失の手続きを依頼した
- ③弊社においても、その思い込みの日付をもとに給与計算等をした
- ④手続きの不備は認めるが意図的に退職日を改ざんした事実はない

皆さんはどう思われますか。

このような会社には負けてはいけません。一緒に戦いましょう。

【同社が送付してきた離職票 等】

離職票 1  
資格喪失確認通知書（被保険者通知用）

資格取得年月日 3. 離職年月日 4. 被保険者種類  
 5-010901 5-030512 1  
1又は9 一般  
4又は5 高年齢  
2又は3 短期  
11 高年齢(65歳以上)

年月日（元号一年月日） 喪失原因  
 600820 (2 大正 3 昭和) 2 (1 離職以外の理由  
2 3以外の離職  
3 事業主の都合による離職)

産業分類  
 メディカルボックス 60

7. 番号複数取得チェック不要 8. 住居所管轄安定所  
 (チェック・リストが出力されたが、調査の結果、同一人でなかった場合に「1」を記入。)

12. 賃金日額（区分一日額又は総額） 区  
 -

(提供：S さん)

退職届 兼 有給休暇消化申請書

令和 3 年 5 月 13 日

株式会社メディカルボックス  
 代表取締役社長 河野 真丸 殿

御前町 所属

私儀

私は、一身上の都合により、令和 3 年 5 月 3 日をもって退職いたします。

また、令和 3 年 5 月 3 日までの間の勤務日数について年次有給休暇及び振替休日を含む公休の消化申請をいたしますので、ご了承お願いいたします。

なお、年次有給休暇等が不足する場合は、欠勤にて手続きをお願いいたします。